

令和4年度北海道一般会計予算

令和4年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,226,214,117千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道 税		622,184,053
	1 道 民 税	160,150,884
	2 事 業 税	140,577,226
	3 地 方 消 費 税	158,444,661
	4 不 動 産 取 得 税	15,264,185
	5 道 た ば こ 税	7,157,221
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,391,504
	7 軽 油 引 取 税	55,593,671
	8 自 動 車 税	81,799,899
	9 鋳 区 税	37,947
	10 狩 猟 税	41,750
	11 核 燃 料 税	899,960

款	項	金額
	12 循環資源利用促進税	825,145
2 地方消費税清算金		266,959,799
	1 地方消費税清算金	266,959,799
3 地方譲与税		105,246,000
	1 特別法人事業譲与税	92,192,000
	2 地方揮発油譲与税	11,269,000
	3 石油ガス譲与税	416,000
	4 自動車重量譲与税	738,000
	5 森林環境譲与税	453,000
	6 航空機燃料譲与税	178,000
4 地方特例交付金		2,261,000
	1 地方特例交付金	2,261,000
5 地方交付税		637,000,000
	1 地方交付税	637,000,000

款	項	金額
6 交通安全対策特別交付金		1,121,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,121,000
7 分担金及び負担金		18,865,545
	1 分担金	1,822,431
	2 負担金	17,043,114
8 使用料及び手数料		22,592,388
	1 使用料	12,635,643
	2 手数料	634,244
	3 証紙収入	9,322,501
9 国庫支出金		581,046,416
	1 国庫負担金	100,198,353
	2 国庫補助金	473,107,063
	3 委託金	7,741,000
10 財産収入		5,649,953

款	項	金額
	1 財産運用収入	3,239,376
	2 財産売却収入	2,410,577
11 寄附金		800,481
	1 寄附金	800,481
12 繰入金		52,612,346
	1 特別会計繰入金	6,889,254
	2 基金繰入金	45,723,092
13 諸収入		391,955,636
	1 延滞金、加算金及び過料等	761,376
	2 預金利子	4,243
	3 貸付金収入	374,660,369
	4 受託事業収入	2,773,349
	5 収益事業収入	7,693,412
	6 雑収入	6,062,887

款	項	金 額
14 道 債		517,919,500
	1 道 債	517,919,500
歲 入 合 計		3,226,214,117

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,347,428
	1 議 会 費	3,347,428
2 総 務 費		289,228,304
	1 総 務 管 理 費	71,781,330
	2 徴 税 費	174,427,612
	3 学 事 宗 務 費	33,117,396
	4 防 災 費	2,038,296
	5 原 子 力 安 全 対 策 費	967,148
	6 危 機 管 理 費	3,716
	7 領 土 復 帰 対 策 費	870,188
	8 会 計 管 理 費	431,777
	9 選 挙 費	4,623,592
10 人 事 委 員 会 費	327,689	

款	項	金額
	11 監 查 委 員 費	639,560
3 綜 合 政 策 費		83,656,055
	1 綜 合 政 策 管 理 費	4,000,830
	2 官 民 連 携 推 進 費	261,235
	3 政 策 費	34,530
	4 計 画 費	2,450,920
	5 国 際 交 流 費	405,733
	6 次 世 代 社 会 戦 略 費	19,751,621
	7 地 域 創 生 費	6,178,401
	8 地 域 行 政 費	2,694,877
	9 交 通 政 策 費	43,544,284
	10 航 空 費	4,333,624
4 環 境 生 活 費		15,277,640
	1 環 境 生 活 管 理 費	2,255,566

款	項	金額
	2 環境政策費	5,239,689
	3 循環型社会推進費	2,301,725
	4 自然環境費	856,028
	5 ゼロカーボン戦略費	966,409
	6 気候変動対策費	129,193
	7 道民生活費	495,937
	8 消費者安全費	382,325
	9 文化振興費	969,305
	10 スポーツ振興費	1,032,152
	11 アイヌ政策費	649,311
5 保健福祉費		664,137,261
	1 保健福祉管理費	25,361,840
	2 地域医療費	16,522,003
	3 医務薬務費	3,872,259

款	項	金額
	4 地域保健費	8,547,387
	5 国保医療費	110,899,559
	6 食品衛生費	782,712
	7 感染症対策費	220,466,700
	8 地域福祉費	36,907,242
	9 障がい者保健福祉費	75,604,126
	10 高齢者保健福祉費	92,934,888
	11 子ども子育て支援費	71,636,955
	12 災害救助費	601,590
6 経 済 費		402,061,287
	1 経 済 管 理 費	4,004,586
	2 経 済 企 画 費	20,071,337
	3 国 際 経 済 費	132,971
	4 食 産 業 振 興 費	303,751

款	項	金額
	5 観光振興費	2,824,271
	6 中小企業費	348,170,803
	7 産業振興費	16,475,855
	8 環境・エネルギー費	5,385,240
	9 雇用労政費	544,478
	10 産業人材費	3,700,596
	11 労働委員会費	447,399
7 農政費		122,047,548
	1 農政管理費	8,320,227
	2 食品政策費	2,570,227
	3 農産振興費	12,848,719
	4 畜産振興費	7,151,525
	5 技術普及費	6,595,187
	6 農業経営費	1,584,170

款	項	金額
	7 農地調整費	2,006,090
	8 農村設計費	15,945,789
	9 農業農村整備事業費	51,917,677
	10 農業施設管理費	13,060,989
	11 農村計画費	46,948
8 水産林務費		61,149,075
	1 水産林務管理費	6,674,207
	2 水産経営費	2,559,936
	3 水産振興費	206,399
	4 漁港漁村費	23,924,689
	5 漁業管理費	1,510,338
	6 林業木材費	4,172,186
	7 森林計画費	996,528
	8 森林整備費	8,664,707

款	項	金額
	9 治 山 費	9,284,046
	10 森 林 活 用 費	256,376
	11 道 有 林 費	2,899,663
9 建 設 費		230,940,796
	1 建 設 管 理 費	40,461,331
	2 維 持 管 理 防 災 費	11,200,655
	3 道 路 橋 り ょ う 費	100,734,428
	4 河 川 費	42,440,445
	5 砂 防 海 岸 費	14,852,876
	6 ま ち つ く り 推 進 費	71,926
	7 都 市 環 境 費	6,047,483
	8 公 園 下 水 道 費	7,391,655
	9 建 築 指 導 費	506,021
	10 住 宅 費	31,372

款	項	金額
	11 營繕費	7,202,604
10 警察費		131,147,229
	1 警察管理費	123,541,259
	2 警察活動費	3,528,049
	3 交通安全施設費	4,077,921
11 教育費		382,702,203
	1 教育総務費	22,701,555
	2 小学校費	129,799,373
	3 中学校費	80,489,845
	4 高等学校費	93,291,427
	5 特別支援学校費	51,071,927
	6 学校教育費	2,959,046
	7 社会教育費	1,469,987
	8 保健体育費	919,043

款	項	金額
12 災害復旧費		2,304,644
	1 農地開発施設災害復旧費	262,400
	2 水産林業施設災害復旧費	810,966
	3 土木施設災害復旧費	1,231,278
13 公債費		651,705,276
	1 公債費	651,705,276
14 諸支出金		186,309,371
	1 繰出金	30,890,072
	2 諸費	155,419,299
15 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		3,226,214,117

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(その 1)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和 4 年度公益社団法人北海道私学振興基金協会に金融機関が行う経営安定資金及び短期経営安定資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和 4 年度から令和 5 年度まで	元金について 3,432,000千円 以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額
令和 4 年度公益社団法人北海道私学振興基金協会に金融機関が行う施設整備資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和 4 年度から令和 5 年度まで	元金について 200,000千円以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額
令和 4 年度北海道消防学校校舎改築整備事業に係る工事請負に関する債務負担行為	令和 4 年度から令和 6 年度まで	1,952,347
令和 4 年度空港施設設備整備事業に係る化学消防車の購入に関する債務負担行為	令和 4 年度から令和 5 年度まで	220,000
令和 4 年度解体に係る北海道百年記念塔の工事請負に関する債務負担行為	令和 4 年度から令和 6 年度まで	603,000
令和 4 年度中央児童相談所改修事業に係る工事請負に関する債務負担行為	令和 4 年度から令和 5 年度まで	181,912
中小企業者に対する保証融資の損失補償に関する債務負担行為 (一般第20次分)	令和 4 年度から令和 5 年度まで	1,000,000
令和 4 年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和 4 年度から令和14年度まで	60,000
令和 4 年度企業立地促進事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和 4 年度から令和 8 年度まで	1,709,382
緊急再就職委託訓練業務の委託に関する債務負担行為	令和 4 年度から令和 6 年度まで	376,189
令和 4 年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和 4 年度から令和 5 年度まで	1,002,261

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度農地売買支援事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和4年度から令和15年度まで	11,111,304
令和4年度法人経営出資育成事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和4年度から令和20年度まで	33,348
令和4年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和4年度から令和24年度まで	210,804
令和4年度農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和4年度から令和19年度まで	74,158
令和4年度畜産特別支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	令和4年度から令和29年度まで	80,562
令和4年度畜産経営体質強化支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	令和4年度から令和29年度まで	13,324
令和4年度道営土地改良事業に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	128,000
令和4年度道営農用地造成事業に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	108,000
令和4年度道営農地防災事業に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	470,000
令和4年度土地改良負担金償還平準化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	令和4年度から令和15年度まで	11
令和4年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和4年度から令和25年度まで	985,617
令和4年度漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和4年度から令和20年度まで	74,100
令和4年度北海道山林種苗協同組合に金融機関が行う種子貯蔵管理資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	元金について 338,821千円以内 利子について 元金に対する利子相当額の合計額

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎改修工事設計業務に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	31,757
北海道立道民活動センター改修工事に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	466,852
渡島合同庁舎改修工事に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	432,294
檜山合同庁舎改修工事に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	134,273
後志合同庁舎照明器具改修工事に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	149,036
留萌合同庁舎照明器具改修工事に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	162,370
宗谷合同庁舎自動制御設備改修工事に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	66,409
日高合同庁舎改修工事に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	146,891
静内合同庁舎長寿命化改修工事に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	80,590
胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室改修工事に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	61,904
北海道立苫小牧高等技術専門学院改修工事に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	60,394
北海道栽培漁業えりもセンター改修工事に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	63,750
北海道立漁業研修所改修工事に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	172,012
胆振総合振興局室蘭建設管理部浦河出張所改修工事に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	126,800

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	令和4年度から令和8年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 100,000千円以内 取得、調査測量及び処分に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る 限度利率の半年複利以内の額の合計額
道道小樽環状線トンネル工事に関する債務負担行為	令和4年度から令和7年度まで	8,450,000
令和4年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	令和4年度から令和28年度まで	766,557
令和4年度建設に係る警察署庁舎の工事請負に関する債務負担行為	令和4年度から令和6年度まで	1,734,757
令和4年度建設に係る高等学校校舎の工事請負に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	382,186
令和4年度公益財団法人北海道高等学校奨学会に金融機関が行う奨学金及び入学資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	元金について 総務費について 9,958,634千円以内 教育費について 3,887,621千円以内 の合計額 13,846,255千円以内 利子について 元金に対する利子相当額の合計額

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務に関する債務負担行為	令和4年度から令和14年度まで	元金について 1,120,000,000 千円 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額

(その2)					(単位 千円)
事 項	変 更 前		変 更 後		
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
総合博物館の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	令和元年度から令和4年度まで	1,499,000	令和元年度から令和4年度まで	1,500,000	
道立施設の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	令和3年度から令和8年度まで	環境生活費について 2,609,000 経済費について 422,000 水産林務費について 787,000 建設費について 3,385,000 教育費について 4,214,000 の合計額 11,417,000	令和3年度から令和8年度まで	環境生活費について 2,612,000 経済費について 423,000 水産林務費について 787,000 建設費について 3,390,000 教育費について 4,214,000 の合計額 11,426,000	

第 3 表				
地 方 債				
(単位 千円)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学整備費	2,804,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等整備費	778,000	同上	10%以内	同上
私立学校等管理運営対策費	3,000	同上	10%以内	同上
消防学校施設整備費	838,000	同上	10%以内	同上
北海道特定特別総合開発事業推進費	769,000	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合研究機構整備費	275,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
交通企画費	600,000	同上	10%以内	同上
北海道新幹線鉄道整備事業費	30,607,000	同上	10%以内	同上
直轄空港整備費	497,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
空港整備費	263,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
石狩西部広域水道対策費	373,000	同上	10%以内	同上
自然環境対策費	49,000	同上	10%以内	同上
すべての人にやさしいまちづくり推進事業費	35,000	同上	10%以内	同上
社会福祉施設整備費	3,504,000	同上	10%以内	同上
障がい者施設整備費	597,000	同上	10%以内	同上
児童福祉施設整備費	638,000	同上	10%以内	同上
中小企業近代化資金貸付事業費	225,000	同上	10%以内	同上
土地改良事業費	9,176,000	同上	10%以内	同上
農用地造成事業費	1,313,000	同上	10%以内	同上
農地防災事業費	1,573,000	同上	10%以内	同上
農道等整備事業費	243,000	同上	10%以内	同上
農道整備費 特別対策事業費	418,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農村総合整備事業費	617,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄土地改良事業費	8,524,000	同上	10%以内	同上
水産基盤整備費	7,056,000	同上	10%以内	同上
直轄特定漁港漁場整備事業費	3,865,000	同上	10%以内	同上
漁港海岸保全費	544,000	同上	10%以内	同上
臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	253,000	同上	10%以内	同上
林道事業費	326,000	同上	10%以内	同上
治山事業費	4,437,000	同上	10%以内	同上
臨時治山施設整備特別対策事業費	1,383,000	同上	10%以内	同上
森林整備費	3,420,500	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道民の森整備費	22,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
				必要に応じて繰上償還することができる。
建設管理部庁舎建設費	56,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路事業費	20,346,000	同上	10%以内	同上
道路新設改良費	12,374,000	同上	10%以内	同上
臨時道路整備特別対策事業費	22,655,000	同上	10%以内	同上
直轄河川事業費	9,228,000	同上	10%以内	同上
河川改良費	10,263,000	同上	10%以内	同上
臨時河川整備特別対策事業費	7,037,000	同上	10%以内	同上
ダム建設費	434,000	同上	10%以内	同上
直轄砂防事業費	1,181,000	同上	10%以内	同上
砂防費	4,190,000	同上	10%以内	同上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,032,000	同上	10%以内	同上
災害関連事業費	3,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄海岸事業費	139,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
海岸保全事業費	980,000	同上	10%以内	同上
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	1,027,000	同上	10%以内	同上
街路事業費	2,047,000	同上	10%以内	同上
臨時街路整備特別対策事業費	998,000	同上	10%以内	同上
都市公園費	1,137,000	同上	10%以内	同上
庁舎等営繕費	5,240,000	同上	10%以内	同上
警察施設整備費	589,000	同上	10%以内	同上
交通安全施設整備費	1,038,000	同上	10%以内	同上
教育施設整備費	89,000	同上	10%以内	同上
高等学校施設整備費	4,592,000	同上	10%以内	同上
特別支援学校施設整備費	1,145,000	同上	10%以内	同上
耕地災害復旧費	39,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港災害復旧費	76,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
林道災害復旧費	1,000	同上	10%以内	同上
治山災害復旧費	150,000	同上	10%以内	同上
土木災害復旧費	308,000	同上	10%以内	同上
借換債	279,200,000	同上	10%以内	同上
臨時財政対策債	40,000,000	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同上
調整債	4,300,000	同上	10%以内	同上
合計	517,919,500			

令和4年度北海道公債管理特別会計予算

令和4年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ402,651,409千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		350,749
	1 財 産 運 用 収 入	350,749
2 繰 入 金		402,300,660
	1 一 般 会 計 繰 入 金	300,322,774
	2 基 金 繰 入 金	101,977,886
歳 入 合 計		402,651,409

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		402,651,409	
	1 公 債 費	402,651,409	
歳 出 合 計			402,651,409

令和4年度北海道国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度北海道国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ482,956,907千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		146,370,500
	1 負担金	146,370,500
2 国庫支出金		136,969,934
	1 国庫負担金	93,869,802
	2 国庫補助金	43,100,132
3 財産収入		2,433
	1 財産運用収入	2,433
4 繰入金		31,929,717
	1 一般会計繰入金	29,903,751
	2 基金繰入金	2,025,966
5 繰越金		144,310
	1 繰越金	144,310

款	項	金額
6 諸 収 入		167,540,013
	1 貸 付 金 収 入	33,800
	2 雑 入	167,506,213
歳 入 合 計		482,956,907

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 国民健康保険事業費			482,788,256
	1 国民健康保険事業費		482,788,256
2 諸 支 出 金			168,651
	1 繰 出 金		24,341
	2 諸 費		144,310
歳 出 合 計			482,956,907

議案第4号

令和4年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和4年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,284,601千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		33,471
	1 一 般 会 計 繰 入 金	33,471
2 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000
3 諸 収 入		751,130
	1 貸 付 金 収 入	614,703
	2 雑 入	136,427
歳 入 合 計		1,284,601

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費			784,601
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		784,601
2 諸支出金			500,000
	1 繰出金		170,000
	2 諸費		330,000
歳 出 合 計			1,284,601

令和4年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算

令和4年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,228,635千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		310,289
	1 一 般 会 計 繰 入 金	310,289
2 繰 越 金		97,399
	1 繰 越 金	97,399
3 諸 収 入		520,947
	1 貸 付 金 収 入	490,883
	2 雑 入	30,064
4 道 債		300,000
	1 道 債	300,000
歳 入 合 計		1,228,635

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 中小企業近代化資金貸付事業費		613,856	
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	613,856	
2 公 債 費		315,346	
	1 公 債 費	315,346	
3 諸 支 出 金		299,433	
	1 繰 出 金	252,483	
	2 諸 費	46,950	
歳 出 合 計		1,228,635	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金貸付事業費	300,000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	0.15%以内	据置期間を含め11年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

令和4年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

令和4年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ217,090千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		204,476
	1 財 産 運 用 収 入	476
	2 財 産 売 払 収 入	204,000
2 繰 入 金		525
	1 基 金 繰 入 金	525
3 諸 収 入		12,089
	1 一 般 会 計 借 入 金	12,089
歳 入 合 計		217,090

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		217,090	
	1 公 債 費	217,090	
歳 出 合 計			217,090

令和4年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算

令和4年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,483,577千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		340,143
	1 財 産 運 用 収 入	143
	2 財 産 売 払 収 入	340,000
2 繰 入 金		2,599,879
	1 基 金 繰 入 金	2,599,879
3 諸 収 入		5,955
	1 一 般 会 計 借 入 金	5,955
4 道 債		5,537,600
	1 道 債	5,537,600
歳 入 合 計		8,483,577

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		8,483,577	
	1 公 債 費	8,483,577	
歳 出 合 計			8,483,577

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	5,537,600	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

令和4年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算

令和4年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ528,164千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,452
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,452
2 繰 越 金		75,605
	1 繰 越 金	75,605
3 諸 収 入		449,107
	1 貸 付 金 収 入	449,107
歳 入 合 計		528,164

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費		3,452	
	1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費	3,452	
2 公 債 費		338,006	
	1 公 債 費	338,006	
3 諸 支 出 金		186,706	
	1 繰 出 金	175,110	
	2 諸 費	11,596	
歳 出 合 計		528,164	

令和4年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和4年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ253,768千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,758
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,758
2 繰 越 金		117,067
	1 繰 越 金	117,067
3 諸 収 入		132,943
	1 貸 付 金 収 入	132,933
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		253,768

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	沿岸漁業改善資金 貸付事業費	253,768	
	1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	253,768	
歳 出 合 計			253,768

令和4年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

令和4年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ307,568千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		4,402
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,402
2 繰 越 金		250,124
	1 繰 越 金	250,124
3 諸 収 入		53,042
	1 貸 付 金 収 入	52,012
	2 雑 入	1,030
歳 入 合 計		307,568

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	林業・木材産業改善資金 貸付事業費	304,707	
	1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費	304,707	
2	林業就業促進資金 貸付事業費	2,861	
	1 林業就業促進資金 貸付事業費	2,861	
歳 出 合 計		307,568	

令和4年度北海道営住宅事業特別会計予算

令和4年度北海道営住宅事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,732,489千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		4,909,835
	1 使用料	4,909,835
2 国庫支出金		2,724,499
	1 国庫補助金	2,724,499
3 繰入金		630,949
	1 一般会計繰入金	630,949
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		2,180,806
	1 一般会計借入金	2,102,500
	2 雑収入	78,306
6 道債		5,286,300

款	項	金 額
	1 道 債	5,286,300
歲 入	合 計	15,732,489

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 道 営 住 宅 事 業 費		8,363,205	
	1 道 営 住 宅 事 業 費	8,363,205	
2 公 債 費		6,662,056	
	1 公 債 費	6,662,056	
3 諸 支 出 金		707,228	
	1 繰 出 金	707,218	
	2 諸 費	10	
歳 出 合 計		15,732,489	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	4,100,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	4,164,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	1,122,300	同上	10%以内	同上
合計	5,286,300			

令和4年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算

令和4年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,827,554千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		37,827,554
	1 一 般 会 計 借 入 金	19,161,000
	2 貸 付 金 収 入	18,666,554
歳 入	合 計	37,827,554

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	19,161,000	
	1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	19,161,000
2	公 債 費	18,666,554	
	1	公 債 費	18,666,554
歳 出 合 計		37,827,554	

令和4年度北海道地方競馬特別会計予算

令和4年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,860,679千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,900,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		6,314
	1 手 数 料	6,314
2 財 産 収 入		1,601
	1 財 産 運 用 収 入	1,601
3 寄 附 金		35,500
	1 寄 附 金	35,500
4 諸 収 入		46,817,264
	1 収 益 事 業 収 入	43,916,245
	2 雑 入	2,901,019
歳 入 合 計		46,860,679

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 競 馬 費		46,856,668	
	1 競 馬 総 務 費	20,728	
	2 競 馬 開 催 費	46,835,940	
2 諸 支 出 金		4,011	
	1 繰 出 金	4,011	
歳 出 合 計		46,860,679	

令和4年度北海道公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度北海道公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	1,819,221	立方メートル
(2) 一日平均処理水量	4,984	立方メートル
(3) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域公共下水道改修事業	562,500	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	942,914 千円
第1項	営業収益	363,320 千円
第2項	営業外収益	579,594 千円
支		出
第1款	下水道事業費用	1,202,151 千円
第1項	営業費用	1,029,620 千円
第2項	営業外費用	172,531 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26,427千円は、過年度資本的収支調整額26,427千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	889,185 千円
第1項 企 業 債	520,500 千円
第2項 補 助 金	125,000 千円
第3項 他会計からの長期借入金	243,685 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	915,612 千円
第1項 建 設 改 良 費	590,500 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	325,102 千円
第3項 返 還 金	10 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度公共下水道事業に関する債務負担行為	令和4年度から 令和5年度まで	千円 445,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
特定公共下水道費	千円 465,500	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借 換 債	51,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	千円 4,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

令和4年度北海道流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度北海道流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	17市町
(2) 主要な建設改良事業	
十勝川流域下水道改修事業	680,000 千円
石狩川流域下水道改修事業	544,400 千円
函館湾流域下水道改修事業	741,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	4,393,518 千円
第1項 営業外収益	4,393,518 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	4,382,527 千円
第1項 営業費用	4,210,280 千円
第2項 営業外費用	172,247 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,065,526千円は、過年度分損益勘定留保資金21,688千円、当年度分損益勘定留保資金1,017,221千円及び過年度資本的収支調整額26,617千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	2,549,688 千円
第1項 企 業 債	855,000 千円
第2項 補 助 金	1,233,400 千円
第3項 負 担 金	461,288 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	3,615,214 千円
第1項 建 設 改 良 費	2,071,300 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,543,904 千円
第3項 返 還 金	10 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度流域下水道事業に関する債務負担行為	令和4年度から 令和5年度まで	千円 1,306,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 費	千円 418,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借 換 債	361,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	千円 76,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

令和4年度北海道電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量	304,568,000	キロワット時
(2) 主要な建設改良事業		
清水沢発電所改修事業	275,753	千円
岩尾内発電所改修事業	172,756	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 電気事業収益	6,062,953	千円
第1項 営業収益	5,929,212	千円
第2項 財務収益	110	千円
第3項 営業外収益	133,631	千円
支 出		
第1款 電気事業費用	3,337,462	千円
第1項 営業費用	2,878,902	千円
第2項 財務費用	50,045	千円
第3項 営業外費用	408,515	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,937,097千円は、過年度分損益勘定留保資金125,683千円、減債積立金796,671千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金954,616千円及び当年度資本的収支調整額60,127千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	548,512 千円
第1項 企業債	530,000 千円
第2項 負担金	3,312 千円
第3項 長期貸付金償還金	15,200 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,485,609 千円
第1項 建設改良費	752,376 千円
第2項 企業債償還金	796,671 千円
第3項 繰出金	936,562 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
清水沢発電所 改修事業	千円 270,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還、半年賦元金均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
岩尾内発電所 改修事業	170,000	同上	10%以内	同上
滝下発電所 改修事業	90,000	同上	10%以内	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	721,763 千円
(2) 交際費	120 千円

令和4年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	81	箇所
(2) 年間総給水量	91,782,524	立方メートル
(3) 一日平均給水量	252,844	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	149,746	千円
室蘭地区工業用水道改修事業	448,423	千円
苫小牧地区工業用水道改修事業	1,163,624	千円
石狩湾新港地域工業用水道改修事業	80,600	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、長期借入金を一般会計から77,398千円借り入れる。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益	2,290,021	千円
第1項 営業収益	2,049,481	千円
第2項 営業外収益	240,540	千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用	2,302,117	千円
第1項 営業費用	2,187,298	千円
第2項 営業外費用	107,623	千円
第3項 特別損失	7,196	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額973,668千円は、過年度分損益勘定留保資金259,814千円、当年度分損益勘定留保資金574,161千円及び当年度資本的収支調整額139,693千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,890,620 千円
第1項 企業債	1,219,000 千円
第2項 補助金	481,124 千円
第3項 他会計からの出資金	146,521 千円
第4項 他会計からの長期借入金	43,975 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,864,288 千円
第1項 建設改良費	1,949,856 千円
第2項 企業債償還金	848,361 千円
第3項 長期借入償還金	66,071 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度室蘭地区工業用水道第四期改修事業に関する債務負担行為	令和4年度から 令和5年度まで	千円 271,740

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
室蘭地区工業用水道改修事業	千円 393,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
苫小牧地区工業用水道改修事業	756,000	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			後においては、当該見直し後の利率)	
石狩湾新港地域 工業用水道業 改修事業	千円 70,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,330,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 350,094 千円 |
| (2) 交際費 | 80 千円 |

令和4年度北海道病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 院 数	6 病院
(2) 病 床 数	876 床
(3) 年間取扱延患者数	
入 院	110,034 人
外 来	204,162 人
(4) 一日平均患者数	
入 院	302 人
外 来	840 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	16,133,782 千円
第1項 医業収益	6,403,639 千円
第2項 医業外収益	9,722,000 千円
第3項 特別利益	8,143 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	16,444,572 千円
第1項 医業費用	14,007,129 千円
第2項 医業外費用	2,383,815 千円
第3項 特別損失	53,628 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額607,528千円は、当年度分損益勘定留保資金607,528千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的 収入	1,748,622 千円
第1項 企 業 債	683,000 千円
第2項 他 会 計 負 担 金	1,065,622 千円
支 出	
第1款 資本的 支出	2,356,150 千円
第1項 建 設 改 良 費	718,413 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,637,737 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 683,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 8,331,445 千円 |
| (2) 交 際 費 | 400 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,308,298千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取得する資産	器 械 備 品	ベ ッ ド サ イ ド モ ニ タ	93台